

(様式第1号別紙3)

兵庫県地方就職学生支援事業に係る申請要件

兵庫県地方就職学生支援事業（地方就職支援金）の申請に当たっては、下記（1）及び（2）の全てに該当している必要があります。

（1）移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当している。

（ア）次に掲げる事項の全てに該当している。

- a 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動等に係る経費（交通費）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。
- b 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

（イ）次に掲げる事項の全てに該当している。

- a 令和6年4月1日以後に姫路市内に移住したこと。ただし、在学中に交通費を申請する場合については、姫路市内に移住する意思を有していること。
- b 次に掲げる区分の場合に応じ、それぞれ次に定める期間に申請を行っていること。
 - (a) 在学中に交通費を申請する場合 就業開始予定日前1年以内
 - (b) 当該地方就職支援金に係る県に対する国の地方未来交付金の交付決定前であったことにより、卒業日又は修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内に申請を行うことができなかつた場合 当該交付決定があった日から、当該日の属する年度の4月1日から卒業・修了日から1年を経過する日又は就業開始日から1年を経過する日の早い方までの日までの日数を経過する日まで
 - (c) (a)及び(b)以外の場合 大学等の卒業日又は修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内
- c 申請日から1年以上、姫路市内に継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に就業先に関する要件に規定する法人等に就業し、転入日（住民票を移さず転出していた者については就業開始日）から1年以上、継続して居住する意思を有していること。

（ウ）次に掲げる事項の全てに該当している。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

- c その他兵庫県及び県内市町が地方就職支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げる（ア）及び（イ）に該当している。

（ア）次に掲げる事項の全てに該当している。

- a 勤務地が兵庫県内に所在する企業等に、（1）（ア）aの要件を満たす大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、就業開始予定日前1年以内であること。
- b 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者並びに同条第4項に規定する接待業務受託営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者でないこと。
- c 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第7条に規定する暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する法人等でないこと。
- d 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、移住に係る移転費については、この限りではない。

（イ）次に掲げる事項の全てに該当している。

- a 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- b 兵庫県内を中心とした勤務を基本とし、東京圏（条件不利地域を除く。）への勤務を前提としない就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、兵庫県内を中心とした勤務を基本とし、東京圏（条件不利地域を除く。）への勤務を前提としない就業である見込みであること。

※東京圏：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

※条件不利地域：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村又は平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。